

市民の声等の公表事項

令和 8 年 2 月 2 4 日作成

いただいた声（ご意見・ご提案等）のうち、文書・またはメールで受付・回答したものは、個人が特定できないようにした上で原則公表しています。欠番については、市の非公表の基準に該当するため、公表を差し控えているものです。なお、回答内容は回答時のものであり、現在の市の考え方とは異なる場合があります。

欠番は 4 (1)～(2)

【件名】 安心安全な市民生活最優先の 2 0 2 6 年度予算編成を求める要求書について	
【受付 令和 7 年 1 2 月 1 7 日】	【担当課 取りまとめ生活安全課】
【分類】 (1) くらし・手続き (2) 子育て・健康・福祉 (3) 教育・文化・スポーツ (4) 企業・産業・観光 (5) 安全・安心 (6) その他	
1 市民の暮らしと福祉に配慮した予算 (1)国保保険料、介護保険料は負担が重く、物価が高騰している中、保険料の引き下げに取り組むこと。 (2)加齢性難聴者への補聴器購入助成制度は実施されたが、補助金が低く症状改善のためにはさらなる補助金の引き上げと所得制限をやめること。 (3)国保保険料算定のうち、子どもに関わる均等割はゼロにすること。 (4)介護保険の制度が改悪され、訪問介護などから撤退する事業者が相次いでいる。国に、事業者が事業継続できるような報酬体系とするよう	

に働きかけること。

- (5) 国保法第44条にもとづく入院・通院の一部負担免除・軽減制度を市民に周知徹底すること。
- (6) 暑い時期への対処として、エアコン購入助成や電気料金への助成制度を創設すること。
- (7) 市民が免許証返納しても安心して生活ができるような公共交通施策を展開すること。公共交通の共通利用チケット制度を創設し、高齢者などに配布すること。
- (8) バスや鉄道便を利用しやすくするために、バスと鉄道のダイヤを連動させ、利便性を向上させること。
- (9) バス停に屋根やベンチを設置すること。
- (10) バスの小型化を推進し、機動的なルートが取られるようにすること。

2 地域の安全と中小業者の営業とくらしに配慮した予算

- (1) 小野田駅前の冠水対策を急いで実施すること。
- (2) 小規模土木予算を拡充し、地域の安全を守るように実施すること。
- (3) 歩道を点検し、車イスでも安全に通行できるように改善すること。
- (4) 住宅内のバス路線では、住民の交通をしやすいうように側溝に溝蓋を設置すること。
- (5) 児童公園の清掃や河川整備などに取り組む自治会やグループに支援すること。
- (6) 江汐公園・竜王山公園など公共のトイレは、洋式を基本とするように改修すること。
- (7) 住宅リフォーム助成制度の予算を拡充するとともに助成額の引き上げを実施すること。
- (8) 巨大地震災害対策として災害避難所の環境整備（エアコン設置）や避難所での快適な生活を過ごせるように、国際基準に沿った整備をすること。
- (9) 耐震対策工事をする住宅への助成を増やすこと及び周知の徹底をす

めること。

(10)感震ブレーカー設置を全市にすすめること。

(11)避難通路の点検を進め、避難所への案内標識を設置すること。

3 子育て支援、教育環境の充実に配慮した予算

(1)小野田工業高校と定時制の廃止方針を撤回するように県に求めること。

(2)子育てしやすいまちづくりのために、医療費の無償化を高校卒業まで拡充すること。

(3)学校給食の無償化を実現すること。

(4)就学援助制度の支給額を増額し、子育て世帯の負担を軽減すること。

(5)保育料の完全無償化に取り組むこと。

(6)いじめの早期発見、不登校に至らないよう職員の増員配置に努めること。

(7)教育に当たっては、教師と児童・生徒が身近に接することができるように少人数学級を市の教育方針とすること。

(8)学校や公共施設には、生理の貧困に着目し、生理用品の配置を進めること。

(9)地域交流センターに社会教育主事を配置すること。

(10)学校・図書館の書籍購入予算を拡充すること。学校司書配置を全校配置に戻すこと。

(11)児童館を存続させること。

(12)幼児・学童保育の待機児童を無くし、学童保育は全て6年生まで拡充すること。

4 安全と平和、民主主義、市民的平等を守る市政への取組

(1)国に対して核兵器禁止条約を批准するように求めること。

(2)安全性が確保されていない上関原発の建設中止及び使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設に反対すること。

(3)平和教育への取り組みでは、被爆者や戦争体験者の体験談を聞く機会

を増やし記録集の編纂にあたること。

(4) 市として障がい者の採用を増やすこと。

(5) ジェンダー平等に配慮した職員研修や人事配置を進めること。

(6) 市長が市民とふれあい、市民の意見を聞く場を増やすこと。

【回答】

1

(1) (保険年金課)

本市の保険料につきましては、県が県内各市町の医療費水準及び所得水準を考慮して示す標準保険料率を勘案し、基金を活用することで年度間における保険料負担の平準化を図りつつ、適正な料率を設定しています。保険料率を引き下げた場合、相当額の保険料収入が減少し、財政の悪化が見込まれることから、保険料の引き下げは困難です。

(高齢福祉課)

高齢化の進展により介護給付費の増加が見込まれる中、介護サービスが必要な方が過不足なくサービスを利用できるよう介護保険制度を維持するため、引き続き給付の適正化及び介護予防、自立支援、重度化防止の取組を積極的に行うとともに、基金の適正管理・活用を行い、介護保険料負担の軽減に努めてまいります。

(2) (高齢福祉課)

補聴器購入費助成制度を令和7年8月から開始したところですが、補助額や対象者の条件につきましては、限られた財源の中で、必要とされる方に助成ができるように設定しているものです。本制度は開始したばかりであり、すぐに制度設計を変更する予定はありません。

(3) (保険年金課)

本市としましては、子どもに係る均等割の軽減を実施するためには、制度上の制約や保険料減収に伴う国保財政への影響等があることから、独自の取組については困難であると考えております。

一方、現在国において、現状未就学児の均等割保険料の5割を公費により軽減する措置について、高校生年代まで拡充する方向で検討が進められておりますので、今後もその動向を注視してまいります。

(4) (高齢福祉課)

介護報酬は、全国一律の基準として国が定めるものであり、利用者負担と報酬体系のバランスを考慮し、国において慎重に検討されるべき事項であると考えます。

(5) (保険年金課)

医療費一部負担金の減免制度の周知につきましては、市ホームページに掲載しており、本制度を必要とする方への周知に努めております。

(6) (社会福祉課)

生活保護制度では、「生活保護法による保護の実施要領について」の第7の2(6)のウの規定により、保護開始時に持ち合わせがない場合、災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、転居の場合であって、新旧設備の相違により使用できない場合、犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合、のいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合に限り73,000円の範囲内でエアコンの購入費用を支給することが可能とされています。生活保護制度においては、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入や買い換え等していただくものであり、保護費のやり繰りによって購入等が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用していただくことも可能としています。

生活保護制度外でエアコン設置費用を助成している自治体がありますが、現段階では、本市単独でエアコン未設置の世帯へのエアコンの購入を助成する制度の導入を実施する予定はございません。低所得者や高齢者、障害者の方々がエアコンの購入・設置費用が必要な場合には生活福祉資金

の福祉資金が利用できる可能性がありますので、山陽小野田市社会福祉協議会に御相談いただけたらと思っております。

また、電気料金への助成については、現在、国のほうで、「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、1月～3月使用分の電気・ガス料金への支援が行われておりますが、本市として現時点で電気代を助成する制度は検討しておりません。

(7) (商工労働課)

本市では、船木鉄道株式会社、サンデン交通株式会社、宇部市交通局の3者が路線バスを運行しており、路線バスが対応できない周辺部では、必要に応じてコミュニティバスやデマンド型交通を運行しているところです。

今後も、地域公共交通会議などの場を活用して、市民の利用実態やニーズを的確に把握し、事業者と連携して利便性向上を図るとともに、その周知徹底を図ることにより、免許返納者に一層御利用いただけるよう取り組んでまいります。

(高齢福祉課)

免許証返納後の移動手段に不安を感じ、運転を続けている方がおられることも考えられ、免許証を返納された高齢者の移動手段に対する支援の必要性については理解をしているところです。

しかしながら、公共交通の共通利用チケットの配布には多額の予算が必要となることから、実施することは困難です。

(8) (商工労働課)

交通事業者間の連携強化に向け、交通結節点での鉄道やバスの幹線相互、支線との乗継のダイヤの調整等を継続的に実施しているところです。

また、令和7年10月から、新たにJR小野田線と船鉄バスの共通乗車実証事業に取り組み、利便性向上を図ることとしています。

今後も、交通事業者間の連携強化を図っております。

(9) (商工労働課)

バス停の屋根やベンチなど待合環境の整備は、原則バス事業者の責任において実施されるものです。そのため本市としては、地域公共交通会議の場などを通じて市民のニーズを聞き取り、事業者に対して適切な対応を求めてまいります。

(10) (商工労働課)

現在、利用者の少ないコミュニティバスの一部の路線では小型バスを運行していますが、市内の路線バスは大型バスによる運行となっています。

その主な理由としましては、路線バスは、長い距離を運行する路線が多く、利用者の少ない路線でも、一時的に乗車人数が多くなる区間が生じることもあります。その際に、小型バスであれば定員を超え、乗車できない利用者に次のバスを待つていただくという事態になりうるため、大は小を兼ねるという考えから、大型バスでの運行が主体となっています。

こうしたことから、現時点では、バスの小型化の導入を進めていくことは考えておりません。

2

(1) (土木課、下水道課)

小野田駅前周辺の冠水に対する解決策につきましては、高千帆地区の浸水対策事業として検討しております。市としましては、なるべく早く低コストで効果が出る手法で、浸水対策を早期に進めていきたいと考えております。

(2) (土木課)

小規模土木事業の予算については、申請件数に応じて必要な事業費を

確保しています。また、緊急性が認められる事業や道路反射鏡等の安全施設の新設等については、申請年度内において事業実施しています。

今後も地域の皆様がより利用しやすい制度になるよう予算の確保に努めてまいります。

(3) (土木課)

市道の歩道点検については、道路パトロールの一環として土木課職員が実施しています。また、市道に設置する歩道は、道路構造令に基づき車イスでも支障なく通行ができるよう整備しているところですが、なかには必要な幅員が確保できていない箇所や段差を解消できない等の理由により車イスの通行が困難な箇所もあります。

このような箇所をすべて改善することは現実的に困難ではありますが、市民の皆様からご要望をいただいた際には、適宜、現地を確認しまして可能な範囲において対処したいと考えています。

(4) (土木課)

市道の側溝蓋については、現地の状況を精査して適宜設置しております。また、住宅地域内にあるバス路線についても同様に道路の幅員や歩行者の利用状況等を確認したうえで設置の可否について判断しています。

引き続き、安全で安心な交通環境の整備に努めてまいります。

(5) (環境課)

各自治会で実施される自治会清掃については、ごみ袋等の提供や草木等の収集を行っています。

また、市にはアダプトプログラムというボランティア制度があり、美化活動を行う個人または団体に対して、清掃道具の提供、清掃で出たご

みの処理及び保険加入を行っています。

(6) (都市計画課)

江汐公園及び竜王山公園内のトイレの洋式化については一部未整備の箇所がありますが、各施設の特性や利用状況を勘案し、また、財源の調整を図りながら整備について検討してまいります。

(7) (建築住宅課)

住宅リフォーム資金助成事業は、地域経済の活性化と住環境の向上を目的として、既存住宅の改修費の一部を助成するものです。限られた予算の中で広く市民の皆様にご活用いただくため、上限額を7万円としております。

また、予算額につきましては、議会の附帯決議や皆様からのご意見を踏まえ、令和7年度予算において1,200万円に引き上げました。引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります。

(8) (市民活動推進課)

地域交流センターでは、更新計画に基づきトイレの洋式化を順次進める予定です。避難所の部屋の選定は状況に応じて行い、避難者の健康を維持できるよう空調設備の整った部屋をご利用いただくこととしています。

(教育総務課)

避難場所ともなる屋内運動場に空調設備を設置する場合、設置工事をはじめ、これに伴う電気設備工事、断熱性確保工事のほか、設置後の維持管理費用等を含めると、非常に大きな事業費が想定されます。

したがって、事業化に当たっては、十分かつ慎重な議論が必要になるものと考えており、早期の実施は困難です。

(社会福祉課)

災害発生時に市民が安心して避難生活を送れるよう、適切な環境整備を進めています。具体的には、防災倉庫や防災用ロッカーを設置し、簡易トイレ、簡易ベッド、パーテーション等を備蓄し、必要に応じて避難

場所へ輸送するシステムを現在既に整備しております。

今後も、市民が安心して避難ができる環境整備について、国際基準や国、県の指針に沿った見直しを進めてまいります。

(9) (建築住宅課)

補助要件を満たす木造住宅の耐震改修に対しては、令和7年度予算において上限を115万円に引き上げて補助金を交付しております。周知につきましては、固定資産税納税通知へのお知らせの同封、広報紙への掲載、LINEでの配信、耐震化普及パネルの展示、本庁舎のデジタルサイネージでの掲示等を行っております。

なお、耐震改修に係る補助金は、国庫補助金を財源としていることから、国の動向を見極めながら上限額の見直しを行うとともに、予算額につきましては申請状況を踏まえ、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

(10) (総務課)

感震ブレーカーは地震による電気火災対策には大変効果的であるため、出前講座等で周知を行っているところです。

(11) (総務課)

市民が避難場所に避難する際に通過する避難経路については、避難する市民ごとに生活環境や体調面など、様々な理由により異なっているため、避難通路の点検や避難場所への案内標識を設置することは困難です。

市では災害が発生する前に、自身の事情に応じた避難経路の作成や確認を含めたマイタイムライン等を作成することを周知しており、防災を「他人事」ではなく、「自分事」として、自分自身で事前に備えていただくことが大変重要であると考えていますので、引き続き市民の皆様に「気づき、考えていただく」機会を創出し、支援を行ってまいります。

(1) (企画課)

この度示された小野田工業高校を含む再編整備計画は、今後も中学校卒業生数の更なる減少が見込まれる中で、中・長期的視点に立って高校教育の質の確保・向上を図るため、また、工業高校という専門学科については、一定の学校規模の確保や学科改編の必要性を考慮された上で判断されたものとされております。山口県教育委員会において、こうした教育的な観点から判断されたものであると認識しておりますので、本市としてはこれに意見する立場にはなく、撤回を求める考えはありません。

(2) (子育て支援課)

子ども医療費助成制度は、平成26年8月に市の単独事業として制度を開始しました。制度開始時は、父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下である小学1年生から小学3年生までの児童を助成の対象とし、助成割合は、医療費自己負担のうち1割としました。

その後、平成28年8月に制度の対象を中学3年生までに拡大し、さらに令和2年8月には助成割合を2割に、令和3年8月には全額助成まで拡充、令和5年8月からは所得制限を撤廃し、現在は、中学生以下の医療費のうち自己負担分を全額助成しており、制度開始時から段階的に拡充を行っております。

市では、子育て世代から選ばれるまちづくりを総合計画の重点施策の一つに掲げ、あらゆる面からの子育て支援施策の展開に取り組んでいます。限られた財源を最大限に有効活用し、今後も安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

(3) (学校給食センター)

令和8年4月から国が小学生の学校給食については、抜本的な負担軽減を行います。そのため令和8年度予算については、小学生の保護者負担を0円とするよう取り組みたいと考えております。学校給食費を無償

化するには、相応な財源が必要となります。給食費無償化については、恒久的な財源が確保できないため、国の動向を確認しながら対応してまいります。

(4) (学校教育課)

経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市教育委員会における子育て支援策として、就学援助費を支給しています。

本市の就学援助費の支給単価は、毎年、国から示される要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基に決定しています。国の単価が引き上げられれば、本市の支給単価も連動して引き上げており、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者への援助として、妥当な単価設定であると考えています。

市教育委員会といたしましては、今後も、国の動向や県内他市町の状況を踏まえて、判断してまいります。

(5) (子育て支援課)

本市における保育所の保育料は、これまで原則として同時入所の第1子がいる場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となっていました。令和6年9月分から所得制限や同時入所要件を設けず、第2子以降の保育料を無償化しました。完全無償化には至っていませんが、限られた財源を最大限に有効活用し、子育て支援施策の充実を図り、今後も子育て世代から選ばれ住み続けてもらえるまちとなるよう努めてまいります。

(6) (学校教育課)

いじめや不登校については、未然防止、早期発見・早期対応の取組が重要であると考えています。

児童生徒が相談しやすい環境づくりや未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実に向けては、各学校への支援を行っていま

す。本市では、県事業を活用し、すべての児童生徒を対象として心のケアを担う専門家であるスクールカウンセラーが、各中学校区に1名配置され、定期的に学校を巡回しています。今年度は、すべての中学校区においてスクールカウンセラーの訪問回数も増やしています。また、児童生徒だけでなく保護者の悩みにも対応できるよう、ふれあい相談室に心理士を配置しています。

このほかにも、緊急時において2名のスクールカウンセラー、3名のスクールソーシャルワーカーを派遣できる体制も整えています。また、市教育委員会にヤングテレホンを設置し、電話相談を行っています。

今後も、教育相談体制の充実を図り、児童生徒にとって安心安全な居場所となる学校・学級づくりに向けた支援と指導を行ってまいります。

(7) (学校教育課)

令和3年3月31日に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和7年度から小学校全学年の学級の上限が35人となりました。

山口県においてはすでに小・中学校全学年において学級の児童生徒数の上限を35人とする体制を実現しており、必要な教員が県教育委員会から配置されています。

さらに、授業等において少人数の指導ができるようにするための教員も県教育委員会から配置されております。

市教育委員会としましては、今後も県教育委員会と連携し、きめ細やかな指導ができる体制づくりを進めてまいります。

(8) (学校教育課)

学校において家庭の経済的な理由により生理用品を準備できない、いわゆる生理の貧困は、取り組むべき課題と認識しております。

各学校においては、生理用品を必要としている児童生徒に対して、保健室にて養護教諭が渡しています。これは、児童生徒が保健室に来室することを契機として、養護教諭とのコミュニケーションを深め、自身や

家庭の様々な日常的な悩みについて相談することにより、一人一人に寄り添った支援をすることを目的としています。

今後、生理用品をトイレへ設置することについては現場の要望を捉えて対応していきます。

(市民活動推進課、文化スポーツ推進課)

現在のところ、各地域交流センター、文化施設及び体育施設への生理用品の配置を行う予定はありませんが、引き続き、県内他市の状況や市民の声を注視していきたいと思っております。

(9) (市民活動推進課、社会教育課)

従来から社会教育主事は、社会教育行政の企画・実施及び事業に対する指導・助言等の役割を担ってきました。今後は社会教育行政のみならず、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に関わり、地域の課題解決の活動等に取り組むことが期待されています。

地域交流センターの運営にあたっては、引き続き、教育委員会を含めた本庁機能として、社会教育士や社会教育主事、社会教育主事有資格者による指導・助言ができるような体制づくりに努めてまいります。また市長部局と教育委員会部局のそれぞれの部署において、社会教育主事講習の受講を通じて、社会教育士や社会教育主事の確保・育成に努めてまいります。

(10) (学校教育課)

文部科学省により、学校規模に応じた図書標準冊数が定められており、学校図書館は、その基準に準じて蔵書冊数の確保に努めているところです。

現在、市内のほぼ全校において、図書標準冊数を上回っており、この標準冊数を保ちながら、現在ある図書の状況を踏まえた図書の購入及び廃棄により、入替えを行い、蔵書冊数の確保に努めています。

今後におきましても、各学校の蔵書の状況を踏まえ、図書購入費予算の確保に努めてまいります。

学校司書につきましては、現在市内の全小・中学校に複数校兼務により、全校配置しております。

今後におきましても、各学校の学校図書の充実や児童生徒の読書活動の推進に努めてまいります。

(中央図書館)

図書館の図書購入費につきましては、年次的に図書購入費の拡充に努め、図書の充実を図っております。

(11) (子育て支援課)

児童館につきましては、児童館が実施してきた機能を他の事業等で担える見通しが立ったため、令和7年9月議会において、児童館条例の廃止条例を提出し、議決をいただいております。

今後は、児童館は廃止となりますが、長年培ってきた児童館としての機能等は各施設や事業で引き継がれて実施していくとともに、児童館の建物については、児童クラブ事業として、継続して活用することとしております。

引き続き、児童の健全育成については、行政、各地域及び市民がともに協力・支え合いながら、子育てをしやすい環境整備に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(12)

幼児保育の待機児童解消については、私立保育所の新たな認可による受け皿の拡大や保育士の処遇改善等に努めており、少しずつ減少傾向にはありますが、入所希望の多い年齢での需要と供給のバランスや国の基準の順守等の要因により、待機児童解消には至っておりません。引き続き、課題解決に向けて対策を検討してまいります。

児童クラブ事業の待機児童解消については、児童クラブ事業における優先課題と位置付けて、令和7年度末に児童館が廃止になることによる児童クラブ事業の拡充などあらゆる方面から検討を行っております。

現在、市内児童クラブにおいて、児童数に対する施設や支援員の不足

により、高学年までの受入れが実現できていない児童クラブが一部あります。

引き続き、子どもたちが放課後を過ごす児童クラブを安全で快適に過ごすことができる施設として課題解決に努めてまいります。

4

(3) (社会教育課)

本市では、「平和のつどい」において、日本原水爆被害者団体協議会・広島県原爆被害者団体協議会・被爆を語り継ぐ会から講師を招聘し、被爆者の生の話を聴講することで、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ機会を設けています。また、多くの市民が学べるように市民の参加を促すとともに、講演のオンライン配信を行っています。

戦争体験や被爆体験に係る記録の編纂については、本市としてはこれまで取り組んでおりません。関係団体と相談し研究してまいります。

(4) (人事課)

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、障がいのある方を対象とした職員採用や、働きやすい職場環境の整備、適正な配置等に積極的に取り組んでまいります。

(5) (人事課)

性別に関係なく、職員一人ひとりの潜在能力を引き出し、その資質・能力を遺憾なく発揮できるよう職員研修の充実を図るとともに、人事評価制度等を活用した、能力や実績に基づいた人事を進めてまいります。

(6) (生活安全課)

必要に応じて「市政説明会」を開催し、テーマに沿って意見や情報交換をする「まちづくり懇談会」や様々な活動を行っておられる団体の皆様と対話をする「みんな de スマイルトーク」などの取組を行っております。

今後も市民の皆様のご意見を広くお聞きする場や、その機会を設けて、市民の皆様と一緒に協創によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。